

横浜市資産活用推進会議と横浜市再編整備検討専門会議の統合に伴う 横浜市資産活用基本方針の読み替えについて

令和5年度のファシリティマネジメント（FM）推進体制の発足に伴い、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」、「横浜市資産活用基本方針」及び「横浜市公共施設等総合管理計画」に基づき、「土地等に関すること」と「市民利用施設等に係る整備等に関すること」を総合的にとらえたFMを推進するために、双方の視点から案件の審議を行う場として横浜市資産活用推進会議と横浜市再編整備検討専門会議を統合しました。

つきましては、「横浜市資産活用基本方針」の本文について、令和5年4月3日以降は次のとおり読み替えることとします。

【読み替え後】（横浜市資産活用基本方針 23 ページ）

(5) 取組を支える推進体制

ア 検討体制（資産活用推進会議）

令和5年度から、土地・建物の取得、本市が保有する土地・建物の利用、処分及び公共建築物の新設等について、ファシリティマネジメントの視点から、全庁的な資産の利活用や再編整備の取組を推進するため、資産活用推進会議で一体的な審議等を行い、その方向性を決定しています。

【資産活用推進会議の概要】

種別	土地等に関すること (1,000㎡以上の土地及び建物)	市民利用施設等に係る整備等に関すること (300㎡以上の市民利用施設)
事務局	財政局ファシリティマネジメント推進課 企画担当（資産経営）	財政局ファシリティマネジメント推進課 企画担当（公共施設）
審議事項	◆有効活用の推進に関すること。 ◆利用、処分、取得に関すること。 ◆その他資産活用の推進等に必要な事項	◆新築、増改築、用途変更、取得等を行う案件の施設内容、施設規模、整備場所、整備手法等に関すること。 ◆その他会議の目的達成に必要な事項
主な附議 案件	◆用途廃止施設等の売却・貸付 ◆市有地を活用した特養整備 ◆用途転換等に伴う所管換	◆学校、市営住宅等の建替 ◆公共施設の新設、再編整備

【参考：読み替え前】（横浜市資産活用基本方針 23 ページ）

(5) 取組を支える推進体制

ア 現在の検討体制（資産活用推進会議／再編整備検討専門会議）

資産活用推進会議は、本方針に基づき、全庁的に資産活用を推進するため、資産の有効活用方策の多角的検討、売却可能資産の検討など資産活用の推進に関する必要な審議等を行うことを目的に、平成 22 年 4 月、財産調整会議を改組し創設されました。

土地・建物の取得、本市が保有する土地・建物の利用、処分については、資産活用推進会議（部長会）で審議等を行い、その方向を決定します。公共建築物の新設等については、再編整備の取組を推進するため、平成 27 年度から資産活用推進会議の専門会議（再編整備検討専門会議）を設置し、審議等を行っています。

【資産活用推進会議と再編整備検討専門会議】

	資産活用推進会議 【事務局】財政局 ファシリティマネジメント推進課 企画担当（資産経営）	再編整備検討専門会議 【事務局】財政局 ファシリティマネジメント推進課 企画担当（公共施設）
審議事項	（1,000 m ² 以上の土地及び建物につき） ◆有効活用の推進に関すること。 ◆利用、処分、取得に関すること。 ◆その他資産活用の推進等に必要な事項	（300 m ² 以上の市民利用施設につき） ◆新築、増改築、用途変更、取得等を行う案件の施設内容、施設規模、整備場所、整備手法等に関すること ◆その他専門会議の目的達成に必要な事項
主な附議 案件	◆用途廃止施設等の売却・貸付 ◆市有地を活用した特養整備 ◆用途転換等に伴う所管換	◆学校、市営住宅等の建替 ◆公共施設の新設、再編整備